

令和3年9月30日

保護者の皆様

京都市立春日丘中学校

校長 山崎良一

「緊急事態宣言」解除後の教育活動について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、京都府に対して発令されていた、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が9月30日をもって解除されることとなりました。

上記のことを踏まえ、10月1日（金）からの教育活動につきましては、裏面記載の京都市教育委員会からの通知に基づき実施していきます。

なお今後も引き続き、以下の通り、感染拡大防止への取組を行っていきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

【感染拡大防止への取り組み】

- ・マスク着用
- ・健康観察の継続
- ・身体的距離の確保の励行
- ・基本的感染防止対策や黙食等の飲食時の感染防止対策の徹底
- ・家庭内での健康観察や室内換気等の徹底、手洗い、食器・タオル等の共用を避ける
- ・日中を含めた不要不急の外出自粛等、各家庭における移動に伴うリスク軽減の取組励行
- ・友人等とのホームパーティーなど家族や普段一緒にいる人以外との会食の自粛

～体調不良時は決して無理をせず、学校（571-4969）へご連絡お願いします～

1. 具体的な教育活動について

感染症対策及び密集しない工夫を講じた上で実施可能な教育活動。

- (1) 感染のリスクが高い学習活動」として留意して実施することとされている活動。
※各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- (2) 校外活動および修学旅行。
- (3) 運動会（体育大会）、文化祭。保護者や地域の方等の参観も可能とする。
- (4) 授業参観、懇談会、家庭訪問、学校説明会等。

2 部活動について

引き続き、感染予防対策を徹底しながら、次の通り、段階的に規制を緩和し活動を再開する。

期 間	活動のガイドライン
10/1（金）～10/8（金）	校内限定で2時間以内 (大会参加は可)
10/9（土）～10/15（金）	
10/16（土）～10/22（金）	京都府内限定で対外活動可 部活動ガイドラインの活動時間
10/23（土）～	
10/30（土）～	部活動ガイドラインに基づく 通常活動（府県をまたぐ移動可）

3 地域諸団体等の学校施設利用等について

- (1) 下記①～④のPTAや地域諸団体等による学校施設の利用等については、通常通り（21時まで）とする。利用にあたっては、引き続き、十分な感染防止対策の徹底を利用団体と連携する。
- ① 京都市立学校体育施設開放事業・京都市立高等学校体育施設開放事業
 - ② 学校ふれあいサロン事業・学校コミュニティプラザ事業
 - ③ 学校施設を使用した会議（PTA・学校運営協議会・地域生徒指導連絡協議会等）
 - ④ PTA・学校運営協議会・地域生徒指導連絡協議会等が主催する活動
- (2) 夜間校庭開放事業については、別途後日に通知される予定